

事 務 連 絡

令和6年4月24日

都道府県
各 指定都市 保育担当部局
中 核 市 認可外保育施設担当部局 御中
児童相談所設置市

こども家庭庁成育局保育政策課

子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）における情報更新について

子ども・子育て支援施策の推進について、日頃から御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）（以下「本システム」という。）では、令和6年度の施設情報の報告及び公表について、以下のとおり対応を行いますのでお知らせします。

なお、現在、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の審議が今国会で行われておりますが、仮に当該法律案が成立した場合には、令和7年4月1日より、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については新たに経営情報を都道府県に御報告いただくことになるところ、当該報告にあたってはこれまでの基本情報と同様、本システムを活用することを考えています。登録する情報の詳細については現在検討中であり、改めてお知らせいたしますが、これまでの基本情報をベースに経営情報を追記することになるため、基本情報の入力必須となります。

つきましては、今後の経営情報の入力を見据えて、今年度の基本情報の更新につきまして、改めてその徹底を図っていただきたいと考えています。

本システムの適時適切な更新が必ずしもなされていない実態があることに鑑み、これを機に改めて管内の市町村を通じて施設・事業者への周知をお願いします。

1. システム上の年度の切替えに伴う報告・公表に係る「処理状況」の取扱い

特定教育・保育施設等と認可外保育施設にて取扱いが異なります。

＜特定教育・保育施設等＞

本システムのシステム上の年度の切替え（令和5→6年度）を4月30日（火）に行います。それに伴い、各施設からの今年度分の確認の申請が可能となりますので、各自治体におかれましては、申請があった場合には速やかに確認・公表の処理をしていただくようお願いします。

<毎年度の情報更新について>

本システムの運用においては、「子ども・子育て支援情報公表システム運用開始について（特定教育・保育施設等）」（令和2年5月29日付事務連絡）の「4. 留意事項（2）イ 公表情報の更新」で示しているとおり、**公表情報について毎年度の更新をお願いしているところです。（公表情報に変更がない場合も、その旨を届出するものとしています。）**

今後、令和7年度の保育施設等への利用申込み時期を見据えて、改めて情報更新を促す事務連絡の発出を予定（6月以降を想定）しておりますので、各自治体におかれましては、**利用者の選択に資する情報の提供という趣旨を踏まえ、今年度の情報更新について、特段の御配慮をいただきますよう、併せてお願いいたします。**（今年度の更新状況については、自治体別の状況を集計し、公表等することも予定しております。）

なお、自治体及び施設は、本システムにログインして報告・公表に係る「処理状況」を確認することができますが、**年度切替えに伴う「処理状況」等の取扱いは以下のとおり**となりますので御留意ください。

① 年度切替え時点で「公表済」の情報

→ 各施設からの令和6年度分の確認依頼の申請が、5月より可能な状態となります。公表済の情報については、公表画面での検索・閲覧は引き続き可能ですが、自治体側の管理画面において令和6年度の届出状況（「処理状況」が「申請待ち」の状態）となりますのでご留意下さい。

また、年度切替えに伴い、5月以降に申請・届出された内容を承認いただくことで、掲載情報の公表年月日が最新に更新され、当該年度に報告された内容として公表されます。

② 年度切替え時点で市町村の「確認待ち」（又は「確認者差戻し」）若しくは都道府県の「公表待ち」の情報

→ 「処理状況」が引き継がれます。（そのままの状態で市町村の確認又は都道府県の公表が可能です。）

ただし、都道府県において、令和6年度からの独自項目を新たに設定している場合には、「確認待ち」、「確認者差戻し」又は「公表待ち」の「処理状況」はリセットされ「申請待ち」となりますので、4月26日（金）までに確認・公表の処理をお願いします。

③ 年度切替え時点で「入力者差戻し」の情報

→ 「処理状況」はリセットされ「申請待ち」となります。（施設が入力した詳細情報自体は一時保存状態で残りますので、各施設はそのまま改めて確認の申請をすることが可能です。）

＜認可外保育施設＞

本システムのシステム上の年度の切替え（令和5→6年度）を4月30日（火）に行います。それに伴い、令和6年度分の報告（更新）が可能となりますので、各自治体におかれましては、令和6年度分の施設情報の報告（更新）をお願いします。

なお、各自治体は、本システムにログインして報告・公表に係る「処理状況」を確認することができますが、年度切替え後の登録情報の取扱いは以下のとおりとなりますので御留意ください。

① 年度切替え時点で「公表済」の情報

- 各自治体の令和6年度分の報告及び承認が、5月から可能な状態となります。
年度切替えに伴い、5月以降に登録内容を承認・公表いただくことで、掲載情報の公表年月日が更新され、最新の報告内容として公表されます。

② 年度切替え時点で未公表の登録データ

- 原則として登録状況がそのまま引き継がれます。5月以降公表処理をしていたことで最新情報として公表されます。

（御留意いただきたいこと）

認可外保育施設については、令和6年1月24日付事務連絡「「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正等に伴う子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）への認可外保育施設情報の登録について」（以下「1月事務連絡」という。）にて、令和6年4月1日施行の児童福祉法第59条の2の2の改正内容（従来、認可外保育施設の設置者が、設置者の氏名や提供するサービス内容等について、当該施設が提供するサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示しなければならないと規定されていたところ、当該書面掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない旨が規定されたもの）等との関係では、本システムへの施設情報登録を各都道府県、市区町村を通じて行うことにより、当該改正内容を満たすこととなる旨をお示しし、昨年度中に各自治体において作業いただくよう御案内したところです。

これに関して、状況を確認したところ、現時点で、1月事務連絡にて御案内した

- ・本システムへの登録を依頼した各項目（1月事務連絡別添2「認可外保育施設設置者・居宅訪問型保育（事業者・個人のベビーシッター）の皆様へ」赤字部分）
- ・バーチャルフォーラム（政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム）内に登録している施設の事業停止命令、施設閉鎖命令

については、未登録の施設が散見されています。

今年度の指導監督においては、本システムに情報が全く掲載されていない場合は文書指摘、掲載がない項目がある又は内容が不十分の場合は口頭指摘となることから、各自治体におかれては、認可外保育施設の情報を確実に御登録いただくよう、改めてお願い申し上げます。

2. 登録情報の更新案内メールの配信

本件については、システムからも、5月7日（火）以降に情報登録に関するメールを配信します。

なお、認可外保育施設については、各自治体の登録データがダウンロードできる URL をメールに添付いたしますので、ダウンロードデータを更新後、返信いただくことで本システム側で一括更新を行う予定としております。詳細については本システムよりお送りするご案内のメールをご確認ください。

3. 独自項目設定に当たっての留意点

独自項目を設定した場合、報告項目として反映されるのは（システム上の）翌年度からとなります。令和6年度の報告項目として追加する必要がある場合は、必ず4月26日（金）までに設定していただくようお願いいたします。

4. 本システムの停止について

令和6年4月30日（火）終日、システムメンテナンスのため、本システムを停止しますのでご承知おきください。

【本件の問合せ先】

(特定教育・保育施設等の制度に関して)

こども家庭庁成育局保育政策課予算係

TEL : 03-6858-0043

E-mail : hoikuseisaku.yosan@cfa.go.jp

(認可外保育施設の制度に関して)

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係

TEL : 03-6858-0133

E-mail : ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp

(システム運用等に関して)

独立行政法人福祉医療機構 WAM NET 事業室 WAM NET 振興課

TEL : 03 - 3438 - 9262 (※平日 9 : 00～17 : 00)

(システムの操作に関して)

WAMNET ヘルプデスク (子ども・子育て支援情報公表システム)

TEL : 03 - 3438 - 0233 (※平日 9 : 00～17 : 00)